

第2章 処理場・ポンプ場

第1節 適用

1. 処理場・ポンプ場工事については、財団法人下水道新技術推進機構「下水道土木工事必携（案）」に掲載されている、「下水道土木工事共通仕様書（案） 第2章 処理場・ポンプ場」によるものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。